

# 2022年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

## (既 修 者)

以下に続く資料は、2022年2月25日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、シラバスもご確認ください。

<公式サイト URL>

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<Web シラバス URL>

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

※ID、パスワードの入力なしでログインしてシラバスの検索・閲覧ができます。

2022/3 現在

# 公法演習Ⅰ 只野雅人

## 〔講義の内容〕

人権の分野を中心に、基礎的な判例や論点などについての受講者の基礎知識を確認したうえで、やや発展的な裁判例や事例を素材に、知識を十分に使いこなし、実務の場で通用する憲法論を展開できる能力の涵養を目指します。

各回の授業は、受講者が憲法について一通りの基礎知識を有していることを前提にしています。シラバスには、毎回の講義のテーマを掲載していますが、複数の論点にまたがる事例を採り上げることも少なくありません。素材の差し替え（新しい裁判例など）に伴う内容の変更や、スケジュール（順序）についての多少の変更があり得ます。

## 〔予習・復習について〕

毎回の講義の1週間前を目処に、予習課題をManabaに掲示します。予習課題について、十分に考えた上で講義に出席してください。特にテキストは定めずに、毎回、テーマに関わる判決や事例を素材とします。

また講義の後には、十分な復習も心がけてください。知識の確認のためには、別途配布されるコア・カリキュラム（「共通到達目標モデル：憲法」）が参考になるでしょう。

## 〔入学までの準備〕

手元にある憲法の体系書に一通り目を通すとともに、体系書で扱われている判例については、できるだけ憲法判例百選で確認しておいてください。体系書は、それぞれにあったものを使っただけであれば結構です（できるだけ最新版を準備してください）。基本的な体系書としては、芦部信喜／高橋和之補訂『憲法』（岩波書店）、もう少し発展的な内容の体系書としては、毛利透＝小泉良幸＝浅野博宣＝松本哲治『憲法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）、渡辺康行＝穴戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅰ・Ⅱ』（日本評論社）、などがあります。

なお、第1回目の課題は、4月に入りましたら、Manabaに掲示します。

+++++

# 刑事法演習Ⅰ 葛野尋之、本庄武

## 1 予習内容

この科目では、刑法および刑事訴訟法の基礎を確認しながら、学んできた解釈論に関する知識を用いて、具体的な事案をいかに解決するか、という課題にとりくみます。基本判例を含め、刑法・刑事訴訟法の全体をひとつとおり理解していることが前提になります。

前半 8 回は、葛野が担当し、手続法に関するテーマを扱います。毎回、基礎的事項の確認、重要判例の理解の確認、設例についての検討を、設問に解答してもらう形で進めます。各回の基礎的事項の確認については、事前学習の課題として提示してあります。各回授業日の 8 時 45 分までに、manaba のアンケート機能を通じて、各設問への解答を提出してもらいます。判例の理解としては、たんに「判例はこう言っている」と、判旨を覚えるだけではなく、法の解釈と法の適用の両面において、「判例はなぜ、どのような考えに立って、そのように判断したのか」を理解する必要があります。授業は、基礎的事項についての理解ができていることを前提に進めます。

実体法に比べ、手続法の基礎的学習がまだ十分でない人もいるかもしれませんが、十分学習してきた人も、再確認しておくことが望ましいと思います。各人、自分の使っている『教科書』をこの機会に 1～2 回「通読」しておくことを勧めます。その際には、必ず条文を参照し、条文のどの言葉がどのように解釈されているのかを確認するとよいでしょう。また、『教科書』を通読するときにも、重要判例を参照すべきですが、そのときは、判断の前提となった事実および事実への法の適用の仕方についても、その裁判所がした判断を追体験するつもりで読み込んでおくことが重要でしょう。判例の「解説」を読むだけでは足りません。「追体験」するような読み方ができないからです。

後半 5 回（および期末試験）は、本庄が担当し、実体法に関するテーマを扱います。予定されているのは、1 不作為犯・放火罪、2 未遂犯と実行の着手・詐欺罪、3 原因において自由な行為・同時傷害の特例、4 誤想防衛・誤想過剰防衛・文書偽造罪、5 共犯と身分・遺棄罪ですが、開講時までに変更になる可能性があります。それぞれの論点にかかわる判例をベースとした事例の検討を通じて、解釈の具体的内容や趣旨などを理解し、事案の解決にとって重要な着眼点や事実評価のポイントを考えます。基本的な考え方を確認するつもりで、自分の使用してきた刑法の教科書を読み直しておいてください。

## 2. 推薦図書

刑法・刑事訴訟法については、受講者は既に相当程度に学習が進んでいるはずですから、各自の使い慣れた教科書の理解を深めることが第一です。この科目として特定の教科書を指定する予定はありません。

+++++

## 行政法基礎 下山憲治

\* 授業開始までに、少なくとも、入門的教科書の全体を読み込んでおいてください。

### 1 行政法の特徴

行政法は、憲・民・刑をはじめとする他の科目と、論証方法（いわゆる法的三段論法＝規範の発見とその解釈・判断基準の具体化、重要な事実の抽出、そして、その事実を評価し、判断基準に当てはめて結論を出すこと）は基本的に同じです。もっとも、それらとは違う点で注意すべき点もあります。行政法は、憲法典、民法典や刑法典のような統一法典がありませんから、適用すべき法令・関連法令の発見は重要で、比較的広く目配せをしておく必要があります。もちろん、具体的な事件を前提にすると、どの法律（さらには、どの条文の、どの文言）の問題なのか、関係する法律と政省令などの命令（法令）、条例・規則（例規）など、最終的には、自分自身で見つけ出すことができなければなりません。また、法科大学院で学修する際には、これら法令・例規が掲載されているWEBサイトや印刷物・出版物で、その内容を確認し、関係する文献を見つけ参考にしながら、法制度の構造を把握し、問題となる条文や文言を解釈することが必要になります（いわゆる仕組み解釈）。法律の読み方・用語の使い方は他の科目でも重要ですから、あらかじめ理解しておきましょう。

### 2 一般的教科書等

行政法に関する入門的教科書としては、下山憲治・友岡史仁・筑紫圭一『行政法』、野呂充・野口貴公美・飯島淳子・湊二郎『行政法』（それぞれ最新版が必要）があり、まず、全体を把握するためにはよいと思います。ただし、法科大学院の授業はこれら入門書では十分に対応できません。また、最新の法令や裁判例を反映した内容が重要で、教科書も最新版であることが必要です。

行政法関係の一般的な教科書としては、稲葉＝人見＝村上＝前田『行政法』、曾和＝山田＝亘理『現代行政法入門』、高橋滋『行政法』や中原茂樹『基本行政法』（それぞれ最新版が必要）など1冊で済むものと、2冊から3冊に分かれた詳しい教科書、たとえば、宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』などがあります。どの教科書も一長一短があります。法科大学院では、これら教科書ばかりに頼るのではなく、自分でオリジナル・ノートを作るつもりでなければいけません。具体的な事件を実践的に解決しようするとき、教科書は「書いてないことだらけ」です

から、それはそれとして割り切らなければなりません。教科書に加え、最新の『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』も不可欠です。また、裁判例は、必ず、判旨に該当する部分だけではなく、争点となる判決部分全体を読んでおくようにしてください（できれば、地裁判決から）。また、判例百選の判旨として記載されている部分はその裁判例の重要なポイントのすべてを網羅しているとは思わないでください。そこでは取りあげられていない論点は多々あり、具体的な事件を解決するうえではとても重要です。そのような論点は、授業でも取り上げられますので、判決は全文を見ておくことが必要となります。

### 3 終わりに

以上、みなさんが相応の準備や予習を前提に、授業を進めます。シラバスシステムにレジュメや学修指示等を遅くとも一週間前までに掲示しますので、十分に準備しておいてください。その場ではじめて勉強しようとは、決して思わないでください。

+++++

## 会社法 仮屋広郷

### 1. 授業について

授業では、テキストとして、神田秀樹『会社法』（弘文堂、第23版、2021年）を利用します（第24版が出た場合にはそちらを利用します）。初回の授業では、上記のテキストの「事業と法形態」（P.1～P.3）、「会社法の法源と構造」（P.11～P.12）、「株式会社法の歴史」（P.32～P.44）、「組織変更」（P.363～P.364）を扱う予定です。あらかじめ目を通しておいてください。

また、授業では『会社法判例百選』（有斐閣、第4版、2021年）も利用するので、各自で購入しておいてください。

### 2. 推薦図書など

開講前の推薦図書として、神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、新版、2015年）をあげておきます。なお、最近の会社法学の傾向が知りたい人は、中村直人先生（本学出身の大先輩の弁護士さんです）が書かれた書評（『書齋の窓』630号〔2013年〕58頁～61頁）や、私が書いた書評（『書齋の窓』629号〔2013年〕74頁～78頁〔<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/25925>〕）を読んでみてください。また、現在進行中のコーポレート・ガバナンス改革の背景（神田23版41頁～43頁・182頁～185頁と関連する話）を知りたい人は、次の動画を見てみ

てください（一橋大学創立 140 周年記念講演会の動画ですが、40 分で見ることができる平たい話です）。

動画：<https://www.youtube.com/watch?v=-fleMiugfTE>

ところで、以前の授業において、新株予約権の有利発行との関わりでフェアネス・オピニオンに触れたときに、それが必ずしも公正中立に作成されるわけではない（＝発行会社から報酬をもらっているコンサル会社としては発行会社の意向に沿うような内容を記載しがちである）旨を述べたところ、授業終了後に、「そういうことって本当にあるんですか？」という質問を受けたことがありました。私は、学生さんの中には、同じように感じる人が結構いるのではないかと思っています。自分もそうだと思う人は、拙稿「ESG 投資によせて」法律時報 2018 年 5 月号 100 頁以下と、その論文評である有吉尚哉「正しく見えることの落とし穴」(Web 日本評論：<https://www.web-nippon.jp/8598/>) を読んでみてください。制度は人間が作り出すものなので、理念や建前で設計・運営されるとは限らない面があることを考えるきっかけになると思います。また、瀬木比呂志『絶望の裁判所』（講談社、2014 年）なども読んでみるとよいと思います。同書については、豊富な実務経験をお持ちの村岡啓一先生（第 2 代本学法科大学院長で、5 件も無罪を勝ち取った経験をお持ちの方です）が、この本は一面の真実を語っているとコメントされていました（このコメントの掲載については、村岡先生の許諾をいただいています）。

法学セミナー 2021 年 4 月号に掲載された小論（「合格者説明会」で紹介したもの）を添付しておきますので、関心のある人は、読んでみてください。※別添「【会社法】若い読者たちへ」参照

+++++

## 西洋法制史 屋敷二郎

・スタイン著／屋敷監訳『ローマ法とヨーロッパ』を一読しておくこと。

+++++

## 中国法 但見亮

特に予習指示はありません。

+++++

## 租税法 I 藤岡祐治

金子宏ほか編著『ケースブック租税法（第5版）』（弘文堂，2019）を教材として使用します。履修する方は授業開始までに購入してください。

第1回の授業は、シラバスの説明、簡単なイントロダクションをした後に、授業の内容に入る予定です。第1回の授業については、以下を予習してきてください。詳しい予習の仕方については開講時に説明しますが、Notes & Questionsについては参考書等を参照して、検討する必要はありません。

- ・ケースブック 1-6 頁
- ・ケースブック § 211.01 Notes & Questions 3, 4, 5
- ・ケースブック § 211.02 事実, 判旨, Notes & Questions 1, 2, 3, 4(1)
- ・ケースブック § 211.03 Notes & Questions 2(1), 3(1)
- ・ケースブック § 211.05 事実, 判旨, Notes & Questions 2, 3

なお、租税法がどのような科目かわからないため、履修に迷っている方は例えば以下のものをご覧ください。

- ・佐藤英明『プレップ租税法（第4版）』（弘文堂，2021）
- ・神山弘行「公法・ビジネスロー・立法政策」南野森編『法学の世界（新版）』207頁（日本評論社，2019）
- ・長戸貴之「租税法：法学の端，他分野への架け橋」法学教室 487 号別冊付録 10 頁（2021）

+++++

## 労働法 I 相澤美智子

法科大学院における労働法の授業は、「労働法 I」と「労働法 II」に分かれています。まずは全体像を把握するために、教科書として指定した西谷敏『労働法〔第3版〕』（日本評論社，2020年）を通読してみてください。「労働法 I」では、教科書冒頭から第2部第8章までを扱います。授業の各回に必要な予習は、授業実施日1週間前までに指示します。

+++++

## 独占禁止法 I 柳武史

### 1. 予習について

特に予習する必要はありません。経済法・独占禁止法について初学者の方が多いかと思いますが、なるべく分かりやすく説明するつもりですので、授業に参加した上で復習に力を入れた方が効率的かと思います。

余裕があって予習をしたい方は、まず、法科大学院資料室を通して事前に配布するレジュメを一読してきてください。なお、レジュメは紙媒体を法科大学院資料室で配布するほか、manaba を通して電子ファイルでも配布いたしますので、「独占禁止法 I」に関心のある方は事前に manaba に自己登録を済ませてください。「独占禁止法 I」の授業は金曜日 3 時限ですが、レジュメは前週の土日あたりには manaba にアップロードする予定です。

次に、さらに余裕がある方は、第一回の授業に関しては、教科書である金井貴嗣ほか編著『独占禁止法〔第 6 版〕』（弘文堂、2018 年）の第 1 章（1-20 頁）と第 2 章（21-37 頁）を通読してきてください。第二回以降の授業に関しては、ウェブシラバスをご覧ください、教科書の授業回の項目に対応する箇所を通読してきてください（授業は基本的にウェブシラバスのスケジュール通りに進行します。）。なお、レジュメには個別の論点などに関して教科書の対応ページも記載してあります。

### 2. 復習について

復習としては、manaba にレジュメの（PDF ファイル版に加えて）Word ファイル版も掲載しておきますので、これをダウンロードした上で、上記教科書や判例百選（金井貴嗣ほか編『経済法判例・審決百選〔第 2 版〕』（有斐閣、2017 年））などを読みながら上記 Word ファイルを編集し、自作のまとめノートを作成していくことをお勧めします。ウェブシラバスに記載した通り、「独占禁止法 I」は春夏学期で司法試験の選択科目である「経済法」の試験範囲を一通りインプットする授業ですので、まずは正確な基本的知識を一通り整理・定着させることに主眼をおくとよいかと思えます。特に司法試験を「経済法」で受験される方は、司法試験の直前期に見直せる自作のまとめノートを今から少しずつ作成していくとよいかと



思います。

### 3. テキストについて

なお、テキストは相性もあるかと思いますが、上記教科書以外のテキストも手にとってみたい方は、ウェブシラバスに近年に出版された参考図書の一覧を挙げておきましたので、参考にしてみてください（ウェブシラバスに挙げた参考図書はすべて附属図書館に入れてありますし、一部は西キャンパス生協にも置いてあるかと思います）。上記教科書以外のテキストを選ぶ際には、①自分自身と相性がよく、②出版年度が新しく、③情報量が比較的多いものを選んだ上で、当該テキストを何度も繰り返し読み込まれるとよいかと思います。上記教科書以外のテキストを使われる方も、余裕があって予習をしたい場合には、同様に当該テキストの授業回の項目に対応する箇所を通読してきてください。注意点としては、独占禁止法は令和元年に課徴金制度を中心とした改正がありましたので、可能であればテキストは改正法を反映したものがよいかと思います。上記教科書は改正前のものですが、改正内容を記載した『補遺』（小冊子）が綴じ込まれているはずで（『補遺』は出版社である弘文堂のウェブサイトからダウンロードすることもできます）。

+++++

## 国際公法 I 南諭子

特に予習指示はありません。

【会社法】

## 若い読者たちへ

——「物事は見ようとするから見えるのだ」

一橋大学教授 仮屋広郷

## 1 はじめに

この特集において、私に期待されていることは、①私が大学・大学院で担当している科目に関連する書籍、②私が読者諸氏（特に今春大学に入学した諸君）に対して大学時代に読むことをおすすめする一般書、を素材にお話しをする（エッセイを書く）、ということである。私は、一橋大学法科大学院において、「会社法」という科目を担当しているので、以下では、2において、会社法の教科書を2つ紹介し、3において、私の学生時代——学生時代とはいっても大学時代ではなく、大学に入る前の浪人時代なのであるが——の思い出と関わる著者による本を紹介することにしたい。本稿に込める私のメッセージは、「物事は見ようとするから見えるのだ」ということである。

## 2 会社法の教科書

## (1) マイスターの最高傑作

2020年度の法科大学院の会社法の授業において、私がテキストに指定したのは、神田秀樹『会社法〔第22版〕』（弘文堂、2020年）である。2020年度の授業に際し、ある学生が、メールで次のように尋ねてきた。

「仮屋先生の『詳説会社法』<sup>1)</sup>は、会社法の授業や司法試験レベルを超えた上級者向けの教材といった感じでしょうか？」

もしかすると、この学生は、「なぜ、この人は、自分が書いたテキストを使って授業をやらないのだろうか？」と訝しく思ったのかもしれない。私は、次のように返事を書いた。

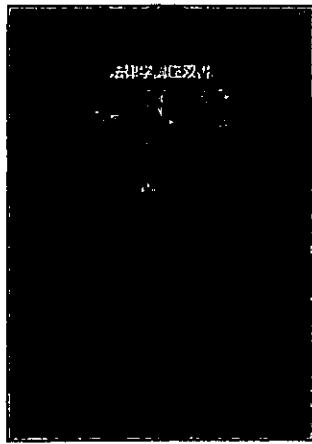
「授業で使用しない理由は、上級者向けだからとか、そういうことではなく、上記のテキストは、本学の学生であれば、誰でも1人で読めるものだからです。学生さんが1人で読めるものを、わざわざテキストに指定して、私と一緒に読んでも意味がないですよ。……神田先生のテキストは、初学者が1人で読むにはちょっときついと思います。だから敢えてテキストに指定し、一緒に読んでいるわけです。」

この学生は、こう返してくれた。

「おっしゃるとおり、講義のおかげで難しいテキストを読めるようになった方が嬉しいです。」

神田先生のテキストは、もっともup-to-dateなテキストであり、簡潔な文章に、膨大な情報と著者の深い洞察が凝縮されている。それだけに、読み手がじっくり考えながらテキストと向き合い、行間を埋める努力をしながら読まなければならない本である。その意味では、はじめて読んだときはその良さがよく分からなくても、時間がたてば

1) 川村正幸＝仮屋広郷＝酒井太郎『詳説会社法』（中央経済社、2016年）。



神田秀樹「会社法〔第22版〕」  
(弘文堂、2020年)



龍田節＝前田雅弘「会社法大要〔第2版〕」  
(有斐閣、2017年)

——とは言っても、読者が「見ようとする」構えを持っていることが前提になるが——だんだんとその良さが分かるようになり、考えたくなるような種もたくさん蒔かれていることに気がつくようになる本なのである。

ある出版社の方が、「教科書作りをする上で、『分かりやすく』ということばかりについつい目が行ってしまう」と言われていたが、長い目で見れば、「分かりやすい本(=要領よくまとめてあり、試験対策などにすぐに役立つような本)」がよい本だ、というわけでもないのである。そのことは、上記の学生のコメントからも窺えることである。

私は、法科大学院が開設されて以来、ずっと神田先生のテキストを授業で使わせてもらっているが、このテキストは毎年改訂される(実は、改訂されるたびに神田先生がご惠贈くださるので、私は大変ありがたく思っている)。そのため、今回はどこが変わったのだろうと、細かくチェックするのが毎年3月下旬の私の行事のようになってきている。その際、制度が新しくなったとか、新しい判例が出たとか、そういう部分だけが変化しているのではなく、そうしたことは全く関係ない部分において、微妙に表現が改められていたり、助詞の使い方や読点の打ち方など、本当に細かい部分に気を配って修正がなされていることに気がつくことがある。そのたび、私は、まるでマイスターが職人としての誇りをかけて一品を仕上げるような「こだわり」を感じ、思わずため息が出てしまう

のである。

この本は、2001年の初版以来、神田先生という会社法のマイスターの手によって、20年もの月日をかけて、丹精込めて生み出された芸術品・工芸品のように私の目には映る。それゆえ、私は、この本のことを「マイスターの最高傑作」と呼びたくなるのである。

## (2) 名人芸

せっかくの機会なので、私が好きな会社法の教科書も紹介させてもらうことにしよう。その教科書は、龍田節＝前田雅弘「会社法大要〔第2版〕」(有斐閣、2017年)である。この本の初版は2007年であるが、これは龍田先生の単独執筆によるものである。

この本は、「名人芸」と呼ぶにふさわしい本であると思うが、この本の「初版 はしがき」には、以下のようにある。

「それでも地球は動く」。常識の壁を破ったコペルニクスやガリレオ・ガリレイは、科学を大きく進歩させた。新会社法もそうだろうか。人間社会に通用させる制度の規範は、物理世界のルールと基本的に異なり、人間の心に根ざし一般人の心に受入れられるものでなければならぬ。論理操作最優先の無機質なルールを規範とされたのでは、窒息しそうである。ひとりよがりの定義も、作ってしまえば押しつけてかまわない。こういう法律を理解させられ法律家が育てられる世の中は恐ろしい(同書iii頁から引用)。

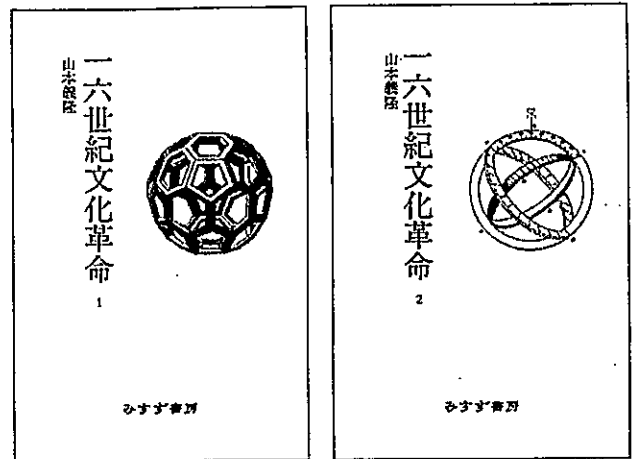
私は、ことあるたびごとに、この文章を共感を持って読み返している。大学に入ったばかりの若い読者たちに、世の中のことをいろいろ知り尽くした名人の言葉が十分に届くはずもないことは分かっている。しかし、あえて、この文章をここに記しておきたい。種を蒔いておけば、いずれ反応してくれる人が出てくる——この文章にいざなわれて「見ようとした人」がいつか反応してくれる——と思うからである。

### 3 おすすめの本

私がおすすめしたい本は、山本義隆『一六世紀文化革命 1・2』（みすず書房、2007年）である。2(2)において、ガリレオ・ガリレイの名前が出てきたが、この書物は、ガリレイやニュートンに代表される「17世紀科学革命」を準備する知の世界の地殻変動が、1500年代の時期の西洋にあったという仮説を論証しようとする試みであり、その地殻変動を「16世紀文化革命」と呼んでいる。

著者の山本先生は、物理学を専門とされ、駿台予備学校で若者たちに物理学を講じている方であるが、元東大全共闘代表でもある<sup>2)</sup>。ある本の中に、山本先生について以下のような記述がある。

山本義隆氏が、当時、京都大学基礎物理学研究所で国内留学をしていたにもかかわらず、東大での紛争勃発の報を聞くや、同研究所での研究生活を棄てて、東大に馳せ参じ、同研究所長であったノーベル物理学賞受賞者湯川秀樹博士をして、千に一人の逸材であったのに……と悲嘆に暮れさせ



山本義隆『一六世紀文化革命1・2』  
(みすず書房、2007年)

た、という話は余りにも有名である。紛争後も、あちこちの大学から招聘の話はあったにもかかわらず、彼はその全てを断り、一介の予備校教師としてその生涯を今や終えようとしている<sup>3)</sup>。

とても真似できない生き方である。しかし、こうした生き方をする人だからこそ、このような本を書くことができるのだと思う。

中世ヨーロッパにおいては、大学で学ばれ教授されていた学問と、工房で伝承されていた技術は互いに没交渉であった。大学の学問は、古代の文献に依拠した思弁的学問であり、職人たちの技術は、科学的な裏付けの伴わない経験に基づいていた。そして、職人たちの手仕事による技術が先行していたにもかかわらず、学問は手仕事を蔑んでいた状況にあった。

17世紀の科学は、そのような学問が大きく転換されることで形成されたのであるが、その変化

2) 全共闘運動については、山本義隆『私の1960年代』（金曜日、2015年）を参照されたい。余談であるが、数年前、私の息子が大学浪人し（親が滑ると息子も滑るものらしい……）、駿台予備学校で山本先生の物理学の授業を受ける機会があったので、山本先生は本当にすごい人なのだと話して聞かせたところ、私の手もとにあった同書にサインをもらってきてくれた（もっとも、サインの宛名は、私の息子である）。

なお、内田樹「喪失した『主権の感覚』」月刊日本2020年10月号27頁以下、31頁には、以下のように記されている。

60年代までは、つまり、「主権国家の臣民であった記憶」を保持している人たちが大人だった間は、屈辱的な属国身分から脱却したいという思いを多くの日本人は共有してきました。60年安保闘争も、全共闘運動も、ベトナム反戦運動も、その本質は「反米愛国」闘争です。第三世界の闘争と同じく、宗主国からの独立運動であり、民族自決をめざす民族解放運動でした。しかし、主権国家の国民であった記憶をもう持たない21世紀の日本人には、もうそのような戦いを組織する意欲も能力もありません。

3) 羽入辰郎『学問とは何か——「マックス・ヴェーバーの犯罪」その後』（ミネルヴァ書房、2008年）6頁から引用。

は、芸術家・職人・技術者のサイド——それまで蔑まれてきた手仕事を行ってきた人々——からの働きかけによって促されたものであった。つまり、「実験的観察と定量的測定こそが自然研究の基本的方法であるべきことを主張し、それまでの文書偏重の思弁的な学問にかわる経験重視の科学の重要性と有効性を明らかにしていった」（同書731頁から引用）のは、中世の排他的な学問世界の外部にあった人々であったのである。

「かくして、論証にもとづく定性的な自然学から測定にもとづく定量的な物理学へといたる道が拓かれ、この一六世紀文化革命が学問世界にもたらした地殻変動のうえに一七世紀科学革命はなしとげられた」（同書731頁から引用）というのが、本書の主張である。

この書物は、それまでアカデミズムの世界が一顧だにしなかった職人たちの手仕事・機械的技芸（artes mechanicae）に光を当て、「実験と観測を数学と論証に併合させた、一七世紀における新しい科学の形成」（同書727頁から引用）が、それ以前の「手職人の実践」によってもたらされたものであることを照らし出そうとしている。手仕事とはおよそ縁のなさそうな超一流の知識人の言説のみを追跡する——知識人の観念が書齋で編み出したテキストだけを追いかける——ことによって、近代の科学技術が、なぜ西洋近代にのみ誕生したのかを探ろうとするのではなく、近代の科学技術の礎——さらに言えば、機械論的世界像<sup>4)</sup>——がどのようにして築かれることになったのかを、まっすぐに探求しようとしている。それが本書である。

「まっすぐに」ということでは、経済学者の岩井克人先生が、「自分の心に正直に、その間

題意識に突き進んでいくなれば、学問分野など分けることができない」と言われたことがあるようであるが<sup>5)</sup>、この本を読むと、正にそのとおりで、山本先生は、物理学というホームを離れて、歴史学などを含むアウェーでの研究に正面から取り組み、素晴らしい成果を上げて見せているのである。優れた知性というのは、きっと、こういう人のことを言うのだろう。

また、アカデミズムの世界においては蔑視さえされていた職人仕事・機械的技芸を見る山本先生の目は、身分・肩書きにとらわれることなく評価すべき知性を等身大に評価する、とても素直で誠実なものである。

「こうした生き方をする人だからこそ、このような本を書くことができるのだろう」と私が思うのは、上記のように感じるがゆえである。

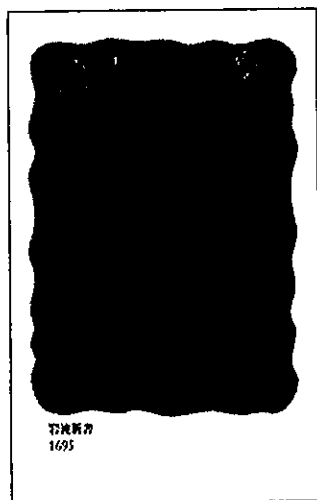
なお、同書の「あとがき」には、以下のようにある。

大規模化された科学技術がそのもつ力と要するコストゆえに強力な国家や有力な社会集団の権力と結びつくのは、ほとんど不可避である。……したがって問題は、一般に科学技術に正と負の両面があるということではなく、プラスの側面の恩恵を受けるのはがいして地球上の一部の地域の限られた人たち……であるのにひきかえ、マイナスの側面は、平等にというか、むしろ貧しい階層そして貧しい国の人たちにより多く負わされてきたということにあるだろう（同書734頁から引用）。

この山本先生の言葉との関わりで、もう1つ紹介しておきたいのが、山本義隆『近代日本一五〇年——科学技術総力戦体制の破綻』（岩波書店、2018年）である。この書物を読むと、「科学の体制化」、さらには、「国家に取り込まれている大学の教育

4) 今、われわれは、近代世界像としての機械論が、あらゆる分野で支配的な潮流となり、世界を包み込もうとしている危うい流れの中にある。会社法の視座から、この点を論じたものとして、拙稿「時計、青いバラ、そして、コーポレート・ガバナンス——機械論に覆われる世界」法学セミナー 2019年2月号37頁以下、同「時計、青いバラ、そして、コーポレート・ガバナンス——今のコーポレート・ガバナンス改革はなぜ危ういのか」法学セミナー 2019年3月号46頁以下がある。

5) 岩井克人=丸山俊一=NHK「欲望の資本主義」制作班「岩井克人「欲望の貨幣論」を語る」（東洋経済新報社、2020年）197頁[丸山俊一]。これも余談であるが、私に岩井克人先生の著作を紹介してくれたのは、大学時代の友人だ。彼にすすめられて私が初めて読んだのは、岩井克人「ヴェニス商人の資本論」（筑摩書房、1985年）だった。その友人は、アラン・パディウ（黒田昭信=遠藤健太訳）『哲学宣言』（藤原書店、2004年）の訳者の1人、遠藤健太だ。



山本義隆「近代日本一五〇年  
——科学技術総力戦体制の破綻」  
(岩波書店、2018年)

と研究」ということを深く考えさせられる。

この本においては、戦後の高度成長は、戦後版総力戦であり、官・産・学（＝官僚機構・企業・大学）の共同体制で進められてきたとされ、公害問題について、以下のように述べられている。

公害問題にかんしては、患者に寄り添って原因を追究し、被害の拡大を食い止めようとしてきた地元の大学の研究者がいた半面、いまだに「旧帝大」と称される有力大学には、企業から研究費が導入されている講座も多く、企業サイドにたつて公害や労災や薬害の隠蔽や責任回避に手を貸してきた教授たちも少なくはない。とくに工学部や薬学部では、企業に太いパイプをもつ教授たちが多く、彼らの権威は、特定企業に卒業生を多数送り込める力を有していることや、政府の審議会などの委員をしているということによって、保たれていた（同書236-237頁から引用）。

上のコメントとの関わりで取り上げておく必要があるのが、西村肇東京大学名誉教授が残している証言である<sup>6)</sup>。

私はその後、瀬戸内海汚染、自動車の排ガス規制など社会性の高いテーマで実証的研究を続け、それを基礎にはっきりした発言をし続けましたが、私の研究と発言に恐れをなした産業界は、私を東大から追い出すよう大学に強い圧力をかけました。その結果、私が全く知らない間に、私を関西の小さな大学に移すことで話がまとまったようです。一九七八年のことです。ところが、既に定年で学外にいた矢木教授のところに学科主任が報告に行ったとき、「あの男は残しておけ。公害さえやらなければよいのだろう。私が言う」ということだったようです。私は矢木教授に呼び出され、「公害の研究はそろそろおしまいになさい。皆さんが困っている」と言われました。言外に「やるならば、大学を出てやりなさい」という迫力を感じました。

これに対して、「わかりました」と言うか、「公害の研究をやめるつもりはありません」と言うか、一瞬のうちに答えねばなりません。答えるまでの三〇秒ほどでしたが、大学を出て、それまでの研究成果をもとに反公害の社会運動家として生きる自分も想像してみました。しかし、それはとても自分の性格に合っていない気がしました。私は、自分で科学の謎に挑戦し、発見の興奮を味わっているときにだけ、ほんとうに充実感が味わえる人間だということも自覚していたからです。私から科学でのドンキホーテ的挑戦を取り除いたら私でなくなる、生きている意味がないと感じました。それが、私が「わかりました」と答えた一番大きい理由です。

その後は、一転して「免疫の遺伝子工学」に挑戦しました。それは大変に過酷な挑戦でした。しかし、とにかく成功して、一九九三年、六〇歳で東大を定年退職しました。そして、自由を確保するために、どこにも勤めず、自分一人でやる仕事で生計を立てることにしました。その最も大きな理由は、残念ながら中断になったこの水俣病メチル水銀の謎を解くことにあったのです。これが、プロセス工学の完成から三〇年たってしまった理由です。

あまりに率直なこの証言は、おそらく、将来の日本にとっての危険——力ある者たちが、制度を自分たちにとって都合がよいように、一方的に傾

6) 以下は、西村肇＝岡本達明「水俣病の科学」(日本評論社、2001年)331-332頁からの引用であるが、本書にこのような証言が残されていることは、京都大学教授の川濱昇先生からご教示いただいた。また、本稿の内容には、メールを通じての川濱先生とのやり取り——後掲注7)に記載した拙稿をきっかけとするもの——が反映されている。実は、本稿は、そのやり取りに触発されて書いたものである。このような学問的交流をしてくださった川濱先生に心から感謝したい。なお、この証言は、CSRを真剣に考えるためにも記憶に留めておくべきである。

けてしまう危険”——を思い、後の世代のために、備忘録として残されたものであろう。

『近代日本一五〇年』において、山本先生は、「明治150年の日本の歩みは、つねに弱者の生活と生命の軽視をともなって進められてきた」（同書236頁から引用）ことを語り<sup>7)</sup>、われわれに対して、「大学がいかにとらわれた人々の集団であり、知的な発展を阻害してきたか」、さらには、「国策

大学として、社会に犠牲を強いてきたか」という事実を突きつけているのであるが、先の証言は、山本先生の論述<sup>9)</sup>を裏打ちするものである。

「虚構の言説は未だ崩壊していない」<sup>10)</sup>といわれる世の中で、物事を曇りのない目で正確に認識することは、とても難しいことだ。情報が歪められる状況にあっては、なおさらそうである<sup>11)</sup>。見ようとしなければ、何も見えてくることはない。

- 7) 制度は力ある者に味方する傾向があることを弁えておかないと、取り返しのつかない未来が訪れることになる。それについては、拙稿「歪められる制度：原発問題は日本の縮図——制度は常に力ある者に味方する」法律時報92巻7号（2020年）62頁以下を参照されたい。
- 8) 関連して読書案内をしておこう。見田宗介『現代社会の理論』（岩波書店、1996年）54頁以下を読むと、公害問題についての政治的・社会的背景がよく分かる。日本においては、経済の高度成長が優先され、「被害を予防することにとっては全く意味がなくなった時点になって、初めて原因が認定されている」ことや、そうしたことは「生産の効率優先という政策のテレオノミー（目的指向）」が露骨なまでに貫徹されている（政策的意思が存在している）こと（「」は同書60頁から引用）、を知ることができる。
- 9) 山本先生の論述の背後には、「学問が、本当のところどのような社会的関連のなかで機能しているのかを洗い出し、批判してゆく」（山本・前掲注2）271頁から引用という、東大闘争時代から変わることのない問題意識がある。
- 10) 真木悠介『自我の起原——愛とエゴイズムの動物社会学』（岩波書店、2008年）207頁から引用。
- 11) 情報は操作されるものであるということ、常に意識しておく必要がある。世論がいかにか操られるかという点について関心がある読者は、たとえば、堤未果＝中島岳志＝大澤真幸＝高橋源一郎『支配の構造』（SBクリエイティブ、2019年）などを手に取ってみるとよいだろう。  
なお、読者の多くは大学で学ぶ人たちであると思うので、敢えて言うが、教育も例外ではない。そのことは、次のメディア論の研究者の言葉に表れている（以下は、有馬哲夫『歴史とプロパガンダ——日米開戦から占領政策、尖閣問題まで』（PHP研究所、2015年）2頁から引用）。

一見、現在われわれ日本人はプロパガンダとは無縁のように見える。だが、決してそうではない。現在の日本には、……マスコミと教育機関によるプロパガンダがある。

また、制度は力ある者に味方する傾向があることとの関わりでいえば、次の言葉も覚えておいた方がよい。以下は、現代のイギリス社会を論じた本の一節である（オーウェン・ジョーンズ（依田卓巳訳）『エスタブリッシュメント——彼らはこうして富と権力を独占する』（海と月社、2018年）412頁から引用）。

すべては情報操作だ。しかもエスタブリッシュメントは、操作した情報を常識として受け入れさせることに關しては、気が滅入るほど能力が高いのだ。

以前、私も情報操作を念頭に置いて小論を書いたことがある。それが、拙稿「メディア・コントロールと会社法研究——メディアの注目度に着目した制度分析が見えなくするもの」法律時報91巻5号（2019年）81頁以下である。同じ世代の学生のコメントは、読者にとって刺激になると思うので、この小論に対して一橋大学の学部の学生たちが寄せてくれたコメントを3つ紹介しておこう。

メディアコントロールの文献では報道機関はお金持ちの利害にかかわる情報を積極的に流し、世論を誘導しているという点で私たちはもっと報道の内容だけでなくなぜそれが報道されているのかについても批判的にとらえる必要があると実感した。また、民主主義という体制は一般民衆には気づかれない形で政治を金と情報で操作していると知り驚愕した。一番、ショックだったのは日本の報道の自由度が低くさらに問題のある国だと評価されていることだ。日本は報道の自由度が高い国だと思っていたが報道しない自由により都合の悪い情報の多くが隠蔽されているのだと知った。

国際政治と会社法制改革の文献（＝拙稿「国際政治と会社法制改革——平成5年商法改正を通して今を見る」法学セミナー2016年3月号48頁以下〔仮屋〕）と、追加で配布して下さったメディア・コントロールの文献は、なんだか読んでいてがっかりさせられるようなお話ばかりでした。自分たちが忌み嫌っている習慣というか、「ああでなくてよかったなあ」といっているような世界がまさに私たちが直面している現実であることに愕然

さて、最後に1つ思い出話をさせてもらうことにしよう。私をはじめ山本先生のことを知ったのは、大学浪人していた18歳の時だった。当時、東京の荻窪にあった「荻窪学生ハイツ」(大学浪人している男子学生だけの寮)で知り合った友人<sup>12)</sup>が、「駿台予備校には、将来を嘱望されながら、金共闘の代表になり、今は駿台で物理を教えている人がいるんだよね」と語ってくれたことがあり、それが山本先生だった。その友人は、人工衛星だって天気予報が目的ではなく、軍事目的であることや、気象学だって軍事と関わっていること等々、科学技術が軍事と結びついていることなどをあれこれ語ってくれたことがあった。しかし、問題意識のかけらも持ち合わせていなかった私は、「へえ〜。そうなんだ。」で終わっていた。それから4半世紀以上の月日が流れ、あの大地震災

(3・11)と原発事故が起こった。それがきっかけで、私は原発問題をあれこれ調べることとなり、結局、ことは軍事問題であることに、ようやく気がついた<sup>13)</sup>。18歳の時の友人の言葉の意味が、深く実感として分かるようになり、そして、山本義隆先生の生き方にも共感できるようになった。遅すぎる……。

#### 4 おわりに

物事は見えるようになるのではない。見ようとするから見えるのだ。この感覚を、幾ばくなりとも若い読者に伝えることができたとすれば、そして、若い人たちが私のように余計な遠回りをするものがなくなるとすれば、これほど嬉しいことはない。

(かりや・ひろさと)

---

としました。自分たちの将来についてただ悲観的になるだけではなくて、もっと貪欲に事実を知ろうとし、未来をどうしたいか考えるのが大切なかもしれないとも思いました。大学に入学し、知的好奇心を掻き立てられるような物事にたくさん出会えているので、限りある学問に使える時間を無駄にせずに生きたいと思いました。

ほかの学生と同様、彼らに触発され意欲が高まったり、「国際政治と社会法制度改正」(ママ〔仮屋〕)を読んで衝撃を受けたりしましたが、自分の中で最も印象に残ったのは最初の参考文献(=メディア・コントロールの文献〔仮屋〕)でした。その理由はいくつかあります。

1つ目に、一見関係のない学問分野同士をつなぎ合わせることができるということを初めて知れた文献だったからです。仮屋先生の専門分野は会社法ですがこの論文はメディアによる情報操作をピックアップしたものでした。最初はなぜ会社法が専門の教授がこのような論文を書いているのだろうと疑問を持ちましたが、内容を読むとこの2分野は密接に関係していることがわかりました。このように自分の関心のある分野でない学問でも知らないところで関係している可能性がありうるため、どの分野に対しても熱心に取り組む意欲が出てきました。

2つ目に、最も身近に感じられた論文だったからです。日本のメディアの情報操作はひどいということはしばしば耳に聞いていましたが、それ自体もメディアを通じての情報だったので今まではそこまで気にしていませんでした。しかし、この論文で実際にその事実を目の当たりにし、とても動揺しました。なぜなら自分の持っている情報がどこまで信用できるか全くわからなくなったからです。このような状況では民主主義は機能しえないと論文に書かれていましたが確かにその通りだと思います。私たちの決定はメディアからの情報に大きく依存しているからです。その情報自体が権力者の意思だとすれば、それは健全な民主主義とは言えないでしょう。しかし、だからといって解決できるものなのでしょうか。権力とメディアは表裏一体。この論文からそのような印象を受けました。いつの時代も両者は引き離せない存在だと思います。だから、私たちにできることは与えられた情報を批判的にみること、それだけだと思います。それで何が変わるかわかりませんが、この悲惨な現状へのせめぎ合いの抵抗として意識しながら生きていきたいと思っています。

12) この友人は、東北大学教授の田中耕三だ。彼の名前は、2005年に『ネイチャー』に掲載された論文(Molecular mechanisms of kinetochore capture by spindle microtubules)の筆頭に掲げられている。1984年、毎週土曜日の夜、大池幸彦・田中耕三・私の3人で、夜中過ぎまで「だべって」盛り上がっていたことを思い出す。みんな50代半ばのおじさんになった——いつの間にか磯野波平(54歳)よりも年上である——が、彼らとは、今でもすぐに「あの頃」に戻ることができる。浪人してよかった、と、今では本当にそう思う。

13) 拙稿「『原子力損害の賠償に関する法律』の制度的背景」齊藤誠=野田博編『非常時対応の社会科学——法学と経済学の共同の試み』(有斐閣、2016年)257頁以下。また、拙稿「原発問題と会社法——取締役の対第三者責任見直し論によせて」法律時報91巻2号(2019年)97頁以下、99頁注19も参照されたい。